

令和2年度における個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報の開示請求の状況

(1) 文書による開示請求の状況

文書による個人情報の開示請求の件数は994件で、請求の主な内訳は、北海道公立学校教員採用候補者選考検査の結果(教育委員会)が287件、札幌医科大学附属病院の診療記録等(札幌医科大学)が151件、北海道職員採用試験の得点等(人事委員会)が148件、警察安全相談受理カード等(警察本部)が75件となっています。

また、請求に対する開示決定等の内容は、開示が628件、一部開示が326件、非開示が2件、存否応答拒否が1件、不存在が33件、取下げが4件です。

請求件数及び開示決定等の内容を区別みると表1のとおりであり、実施機関別(知事は所管部(局)別)にみると表2のとおりです。

表1 文書による開示請求の状況

(単位：件)

請求件数	請求の方法		請求者の区分		請求に対する開示決定等の内容					
	来庁	郵送	本人	法定代理人	開示	一部開示	非開示	存否応答拒否	不存在	取下げ
994	503	491	976	18	628	326	2	1	33	4

表2 文書による開示請求の実施機関別の状況

(単位：件)

実施機関	請求に対する開示決定等の内容						請求件数	全体に占める割合	対前年度増減
	開示	一部開示	非開示	存否応答拒否	不存在	取下げ			
知事	20	26	1	1	4	1	53	5.33%	△7
総務部	4	9	0	1	1	0	15	1.51%	14
総合政策部	0	0	0	0	1	0	1	0.10%	1
環境生活部	1	2	0	0	2	0	5	0.50%	△4
保健福祉部	14	11	0	0	0	1	26	2.62%	△3
経済部	0	4	0	0	0	0	4	0.40%	△12
農政部	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
水産林務部	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	△4
建設部	1	0	1	0	0	0	2	0.20%	1
出納局	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
教育委員会	289	5	0	0	2	0	296	29.78%	△11
公安委員会	0	1	0	0	0	0	1	0.10%	△2
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
人事委員会	148	0	0	0	0	0	148	14.89%	20
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	△1
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
連合海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
病院事業管理者	18	5	0	0	5	0	28	2.82%	3
警察本部長	5	254	1	0	4	3	267	26.86%	15
北海道公立大学法人札幌医科大学	148	35	0	0	18	0	201	20.22%	23
地方独立行政法人北海道立総合研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0
合計	628	326	2	1	33	4	994	100.00%	40

(注) 知事の所管部(局)別内訳には、総合振興局等出先機関に係るものを含まず。

(2) 口頭による開示請求の状況

口頭による個人情報の開示請求の件数は8,672件で、請求の主な内訳は、公立高等学校入学者選抜学力検査の結果（教育委員会）が7,733件、北海道行政職員採用試験（A区分）の結果（人事委員会）が196件、北海道警察官採用試験の結果（警察本部）が137件、札幌医科大学入学者選抜試験の結果が121件、北海道行政職員採用試験（C区分）の結果（人事委員会）が106件となっています。

実施機関別の内容等は、表3のとおりです。

なお、口頭による開示請求ができる個人情報は、資料2-3に掲載しています。

表3 口頭による開示請求の状況

(単位：件)

実施機関	開示の対象となる試験等	件数
知 事		154
環境生活部	狩猟免許試験	1
保健福祉部	調理師試験	87
	クリーニング師試験	5
	製菓衛生師試験	5
	登録販売者試験	18
	毒物劇物取扱者試験	12
	道立高等看護学院入学試験	16
経 済 部	技能検定	9
	道立高等技術専門学院入学選考試験	1
教 育 委 員 会		7,809
教育庁教職員局	教員採用候補者選考検査	68
	道立学校実習助手・寄宿舎指導員採用候補者選考検査	8
各 高 等 学 校	公立高等学校入学者選抜学力検査	7,733
人 事 委 員 会		426
事務局任用課	北海道行政職員採用試験（A区分）	196
	北海道行政職員採用試験（B区分）	56
	北海道行政職員採用試験（C区分）	106
	北海道行政職員採用試験（障がい者）	37
	北海道公立小中学校事務職員採用試験（A区分）	11
	北海道公立小中学校事務職員採用試験（B区分）	2
	北海道公立小中学校事務職員採用試験（C区分）	18
警 察 本 部 長		137
警務部警務課	北海道警察官採用試験	137
北海道公立大学法人札幌医科大学		136
事務局総務課	大学入試センター試験および入学者選抜試験	121
	専攻科助産学専攻入学者選抜試験	14
	専攻科公衆衛生看護学専攻入学者選抜試験	1
地方独立行政法人北海道立総合研究機構	研究職員採用試験	10
合計		8,672

2 個人情報の訂正請求の状況

個人情報に対する訂正請求は1件で、一部訂正の決定を行いました。

3 個人情報の利用停止請求の状況

個人情報に対する利用停止請求は1件で、非利用停止の決定を行いました。

4 苦情の申出の状況

各実施機関及び事業者が保有する個人情報の取扱いに関する苦情の申出はありませんでした。

5 審査請求の状況

令和2年度中になされた審査請求は、3人から5件あり、このうち4件を北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、審査会から答申を受けたものが1件、審議中のものが3件あります。

また、令和2年度中にされた審査請求1件は、審査請求が不適法であるとして、審査会に諮問されず、却下の裁決がされています。

なお、答申を受けた1件については、令和3年3月31日時点で、未裁決です。

令和元年度末において審査会から答申を受けていない令和元年度以前にされた審査請求は、12件あり、このうち10件については、令和2年度中に審査会から答申を受けており、答申を受けた審査請求についての実施機関の裁決は、一部認容・一部棄却が2件、棄却が6件であり、未裁決が2件です。

令和元年度末において未裁決であった令和元年度以前に審査会から答申を受けた審査請求3件については、実施機関の裁決は、認容が1件、棄却が2件です。

これらの状況は、表4のとおりです。

表4 審査請求の状況（令和3年3月31日現在）

対象個人情報	実施機関 (処分)	審査請求 年月日	諮問 年月日	答申年月日 と内容	裁決年月日 と内容
審査請求人に係る交通違反指導に関する文書	警察本部長 (不存在)	H27. 8. 17	H27. 10. 9	(審議中)	
審査請求人に係る警察署内のトラブルに関する文書	警察本部長 (不存在)	H27. 9. 13	H27. 10. 9	(審議中)	
審査請求人に係る里親廃止台帳	知事 (一部開示)	H31. 2. 13	R1. 8. 1	R2. 1. 29 (答申第293号) 原処分は妥当ではない	R2. 1. 29 認容
審査請求人に係る警察安全相談受理カード	警察本部長 (一部訂正)	R1. 8. 6	R1. 10. 3	R2. 7. 3 (答申第306号) 原処分は妥当である	R2. 9. 11 棄却
平成31年度北海道公立高等学校入学者選抜学力検査の解答用紙	教育委員会 (一部開示)	R1. 6. 30	R1. 10. 9	R2. 3. 12 (答申第302号) 原処分は妥当である	R2. 5. 13 棄却
審査請求人に係る告訴事件等相談票等	警察本部長 (一部開示)	R1. 11. 11	R1. 12. 19	R2. 3. 12 (答申第305号) 原処分は妥当である	R2. 5. 19 棄却
特定公益財団法人における審査請求人に関する書類	知事 (一部開示)	R1. 12. 4	R2. 2. 5	R2. 7. 3 (答申第311号) 一部妥当・一部取消	R2. 7. 30 一部認容 一部棄却
審査請求人に係る平成29年度個人住民税税額変更通知書紛失に関する調査結果等	病院事業管理者 (一部開示)	R1. 10. 29	R2. 2. 6	R2. 9. 10 (答申第315号) 一部妥当・一部取消	R2. 10. 19 一部認容 一部棄却
審査請求人に北海道公安委員会が苦情処理結果通知をするまでの関係書類	公安委員会 (開示)	R1. 12. 12	R2. 2. 20	R2. 9. 10 (答申第318号) 原処分は妥当である	R2. 12. 16 棄却
審査請求人に北海道公安委員会が苦情処理結果通知をするまでの関係書類	警察本部長 (一部開示)	R1. 12. 12	R2. 2. 20	R2. 9. 10 (答申第319号) 原処分は妥当である	R2. 12. 16 棄却
審査請求人に係る文書整理簿	警察本部長 (一部開示)	R1. 12. 12	R2. 2. 20	R3. 2. 22 (答申第329号) 原処分は妥当である	
審査請求人に係る公安委員会公印使用簿	警察本部長 (一部開示)	R2. 2. 3	R2. 4. 2	R3. 2. 22 (答申第330号) 原処分は妥当である	
審査請求人に北海道公安委員会が苦情処理結果通知をするまでの関係書類	警察本部長 (非訂正)	R2. 2. 3	R2. 4. 2	R2. 9. 10 (答申第320号) 原処分は妥当である	R2. 12. 16 棄却

審査請求人に係る告訴事件等相談票等	警察本部長 (一部開示)	R2.3.24	R2.5.14	R2.9.10 (答申第321号) 原処分は妥当である	R2.12.16 棄却
審査請求人に係る入院申込書等	病院事業管理者 (一部開示)	R2.3.23	R2.6.9	R2.10.29 (答申第322号) 原処分は妥当である	R2.11.16 棄却
審査請求人に係る苦情受理カード	警察本部長 (開示)	R2.4.17	R2.10.1	(審議中)	
審査請求人に係る要望・意見受理カード	警察本部長 (一部開示)	R2.4.17	R2.10.1	(審議中)	
審査請求人に係る差押調書関係書類	知事 (開示)	R2.7.7			R3.3.19 却下
審査請求人に係る告訴事件等相談票等	警察本部長 (一部開示)	R2.9.28	R2.11.26	R3.2.22 (答申第328号) 原処分は妥当である	
審査請求人に係る告訴事件等不受理票	警察本部長 (一部開示)	R2.11.5	R3.1.21	(審議中)	

6 北海道情報公開・個人情報保護審査会の構成及び開催状況

審査会の構成及び開催状況については、「令和2年度における情報公開制度の実施状況」の「8 北海道情報公開・個人情報保護審査会の構成及び開催状況」及び資料1-3を参照してください。

なお、審査会の答申は、資料2-2のとおりです。

7 出資法人の個人情報保護

北海道個人情報保護条例第53条の規定により、道が出資する法人のうち実施機関が定める法人は、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

なお、道が出資する法人のうち実施機関が定める法人は、資料2-4のとおりです。

8 指定管理者の個人情報保護

公の施設の管理に係る業務を行う指定管理者は、当該業務に関して実施機関に準じた権限を持つことから、北海道個人情報保護条例第53条の2及び第53条の3の規定により、実施機関と同様に、個人情報の収集の制限等の義務が課されています。